

# 平成30年度公正取引委員会行政事業レビュー

## 外部有識者会合 議事次第

日時 平成30年5月14日（月）16：30～

場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階 公正取引委員会官房第1会議室

議題 平成30年度公開プロセス対象事業の選定について

### <候補事業>

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等
  
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査

### 【配布資料】

- 資料1 公正取引委員会の政策評価体系
- 資料2 公開プロセス候補事業の選定理由, 想定される論点等
- 資料3 平成29年度行政事業レビューシート「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等」
- 資料4 平成29年度行政事業レビューシート「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査」
- 資料5 消費税転嫁対策特別措置法の目的及び概要
- 資料6 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等」事業概要
- 資料7 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査」事業概要

(参考資料) 行政事業レビュー実施要領



平成30年度公正取引委員会行政事業レビュー  
外部有識者会合 出席者

【外部有識者】 ※五十音順

池田 肇 野村證券（株）常務 広報担当

池谷 修一 公認会計士

伊藤 伸 政策シンクタンク構想日本 総括ディレクター

田邊 國昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授

中村 豪 東京経済大学経済学部教授

水戸 重之 TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士

【行政事業レビュー推進チーム】

山田 弘 官房政策立案総括審議官（総括責任者）

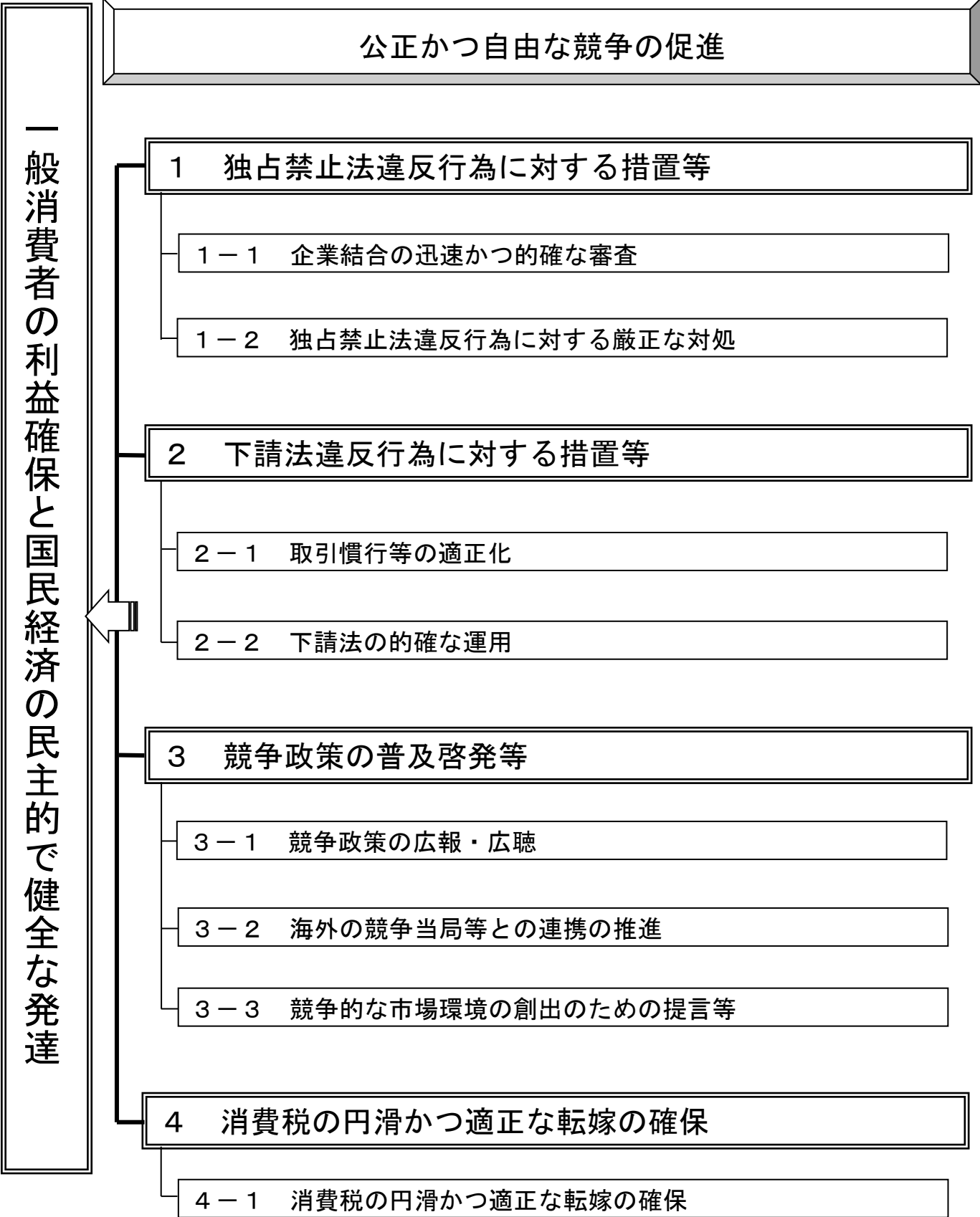
藤本 哲也 官房総務課長（副総括責任者）

河野 琢次郎 官房総務課企画官

杉浦 賢司 官房総務課会計室長



公正取引委員会の政策評価体系（政策目標及び主要な施策等）





## 公開プロセス候補事業の選定理由・想定される論点

1 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等 (平成30年度当初予算額：49.1百万円)
--

## 【事業概要】

平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の更なる防止を図るため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下、「消費税転嫁対策特別措置法」という。）の内容などの説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るもの。

## 【選定理由】

消費税転嫁対策特別措置法第14条において、国は、消費税率引上げに際し、同法に違反する行為の防止を徹底するため、国民に対する広報を行うための万全の態勢を整備するものとされている。

平成31年10月には消費税率の8%から10%への再引上げが予定されており、消費税の転嫁拒否等の違反行為の防止を図るための事業者向け広報等は、より一層重要なものとなっている。

## 【想定される論点】

- 消費税率引上げから4年以上経過していることを踏まえた広報内容の工夫やターゲットの絞込みが適切になされ、広報効果を高めることができるか。
- メディア広報の効果は測定しているのか。
- 事業の目的に照らして、成果指標は適切なものとなっているか。

<p>2 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査 (平成30年度当初予算額：475.2百万円)</p>
--

**【事業概要】**

消費税の転嫁拒否等の行為について、立場の弱い事業者が消費税の転嫁を拒否されることなどによって被害を受けたとしても、自らその被害を申し出ることが期待できない。そのため、中小企業庁と合同で書面調査を実施することによって、商品や役務（サービス）を供給している事業者が、取引先事業者（買手事業者）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることを目的としている。

大規模書面調査の概要は以下のとおりである。

- ① 往信用封筒、返信用封筒、調査票、回答用紙・法令の概要について所要の枚数を印刷し、対象事業者約625万者（平成30年度予定）に対して送付する。
- ② 回答者からの質問については、コールセンターを設置し、コールセンターにて受け付ける。
- ③ 回収された回答用紙は、回答内容の入力を行い、違反の疑いのある事業者を抽出し、調査につなげる。
- ④ 回答により転嫁拒否等の違反行為が疑われるものについては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行う。

**【選定理由】**

消費税転嫁対策特別措置法第14条等において、国は、消費税率引上げに際し、同法に違反する行為の是正を徹底するため、同法に違反する行為に関する情報の収集を行うための万全の態勢を整備するものとされている。

平成31年10月には消費税率の8%から10%への再引上げが予定されており、消費税の転嫁拒否等の違反行為に関する情報を収集するための大規模書面調査は、より一層重要なものとなっている。

**【想定される論点】**

- 消費税率引上げから4年以上経過していることを踏まえた書面調査の規模や内容等になっているか。
- 費用対効果の面からみて、違反情報の収集方法として有効なものといえるか。
- 事業の目的に照らして、成果指標は適切なものとなっているか。



事業番号 0006

## 平成29年度行政事業レビューシート ( 公正取引委員会 )

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等			担当部局庁	経済取引局取引部			作成責任者			
事業開始年度	平成25年度	事業終了 (予定)年度	平成32年度	担当課室	取引企画課			佐久間 正哉			
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第14条			関係する計画、 通知等	・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) ・消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部決定)						
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の更なる防止を図るため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下、「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の内容などの説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	本事業では、以下のような事業等を実施する。 ① 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を図るため、説明会を開催(移動相談会も合わせて開催)するとともに、事業者団体等が主催する説明会に講師を派遣する。 ② 消費税転嫁対策特別措置法等の内容やガイドラインなどについて事業者官にわかりやすいパンフレット等を作成・配布し、周知を行う。 ③ 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を行うとともに、消費税の転嫁拒否等の行為について厳しく監視する姿勢を示すために、新聞広告やインターネット広告等を実施する。										
実施方法	直接実施										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	116.2	64.7	115.5	51.6	49.1				
		補正予算	-	-	▲46.6	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		116.2	64.7	68.9	51.6	49.1				
	執行額		72	46	43						
執行率(%)		62%	71%	62%							
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		62%	71%	62%							
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	消費税転嫁等対策業務旅費		2.3	2	・消費税転嫁等対策業務旅費について執行実績を踏まえた見直しにより0.3百万円減。						
	消費税転嫁等対策業務庁費		49.3	47.1	・消費税転嫁等対策業務庁費について執行実績を踏まえた見直し及び消費税率引上げ再延期に伴う見直しにより2.2百万円減(減額の内訳) ・説明会開催回数の見直しによる会場費の減 ▲0.2百万円 ・ポスター印刷に係る印刷製本費の皆減 ▲2百万円						
	計		52	49							
	成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 年度	目標最終年度 32年度
説明会参加者に対する事後アンケートにおいて平成32年度に満足度が90%以上となるようにする。		説明会参加者の満足度		成果実績	%	96	91	87	-	-	
				目標値	%	70	80	80	-	90	
				達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	主催説明会参加者の事後アンケート(説明会後のアンケートにおいて「満足できた」又は「概ね満足できた」と回答した者の割合)										
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載									チェック		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣回数	活動実績	回	回	89	78	109	
当初見込み		回	回	12	150	75	75	60
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	パンフレットの配布部数	活動実績	部	部	120,099	364,221	264,650	
当初見込み		部	部	3,613,000	500,000	500,000	500,000	500,000
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	違反事例パンフレットの配布部数	活動実績	部	部	305,550	20,546	15,007	
当初見込み		部	部	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	広告を掲載した新聞媒体等	活動実績	紙	紙	74	74	74	
当初見込み		紙	紙	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	インターネットバナー広告表示回数	活動実績	回	回	21,423,076	135,577,291	86,415,029	
当初見込み		回	回	-	-	-	-	-
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣に係る費用／開催回数及び講師派遣回数	単位当たり コスト	円/回	14,917	18,674	5,354	38,093	
		計算式	円/回	1327611/89	1456562/78	583553/109	2857000/75	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用／印刷部数	単位当たり コスト	円/部	-	13.5	13.3	28	
		計算式	円/部	-	4518720 /335050	3508920 /264650	13985000/500000	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	違反事例パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用 ／印刷部数	単位当たり コスト	円/部	10	-	26.5	-	
		計算式	円/部	3544560 /335550	-	396900 /15000	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	広告掲載に係る費用／広告を掲載した新聞部数	単位当たり コスト	円/紙	408,887	381,980	360,349	-	
		計算式	円/紙	30257611/74	28266518/74	26665831/74	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	広告掲載に係る費用／インターネットバナー広告表示 回数	単位当たり コスト	円/回	0.5	0.1	0.1	-	
		計算式	円/回	11080800 /21423076	7837136 /13557729 1	9368339 /86415029	-	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4										
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1										
	測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標年度		
				実績値	-	-	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)						
				施策の進捗状況(実績)								
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の更なる防止を図るために、法律の内容などの説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する。											
	改革項目	分野:	-									
アクション・プログラム	KPI (第一階層)		単位	計画開始時年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標最終年度				
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	KPI (第二階層)		単位	計画開始時年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標最終年度				
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業所管部局による点検・改善												
国費投入の必要性	項目			評価	評価に関する説明							
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっているところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、法律が成立し、同法において、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うことが定められている(消費税転嫁対策特別措置法第14条)ところである。							
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	法律の広報活動の実施に当たっては、法律を所管し、調査や指導等の中心となる公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。また、移動相談会は、転嫁拒否等の被害を受けている事業者からの相談を受け付けるところ、係る相談への対応は申告者の保護の観点から、調査や指導の中心となる公正取引委員会(国)が率先して直接行う必要がある。							
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっており、閣議決定で設置された消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部から、消費税の転嫁対策等についての理解を深めてもらうための各種メディア・媒体を活用した広報や説明会の開催などが求められており、優先度の高い事業である。							

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行うとともに、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を実施することにより、支出先を選定している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行っている。また、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を行っているが、価格面についての審査項目を設定した上で、他の審査項目の2倍の点数で設定することにより、コストを重視している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	消費税率10%への引上げ時期が延期されたことに伴い、当初予定していた活動等が実施できなかったため、不用率が大きくなっている。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	パンフレットの作成に当たっては、事前に配布先に対し、必要部数の確認を行うことで、無駄な印刷を行わないようにし、コスト削減や効率化を行った。 また、消費税率10%への引上げ時期が延期されたことを踏まえ、効率的な予算執行の観点から、違反事例集及び消費税率の再引上げに備えて平成28年度予算で増額したメディア広報(拡充分)を見直す等、事業の見直しを行った(28年度補正▲46.6百万円)。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	説明会の満足度は、成果目標を上回っており、成果目標に見合ったものであったといえる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施し、より効果的かつ低コストで実施するために入札等により支出先を選定した。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	消費税率10%への引上げ時期が延期されたことに伴い、実施できなかった活動もあったが、新聞広告やインターネット広告(注)等による集中的な広報事業や、消費税率10%引上げ時期延長に対応したパンフレットの改訂等を実施し、有効的な消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図る周知を行った。 (注)平成28年度は、バナー広告の表示回数(前年度より減少したものの、バナー広告をクリックして消費税転嫁対策サイトに遷移した件数は増加している)。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	パンフレットについては説明会や事業者団体等への研修・講演の際において使用する等、十分に活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、事業者向けに広報活動を行うことは極めて重要な課題であるところ、効率性と有効性を考慮しつつ、広報活動を行うことができた。	
	改善の方向性	引き続き、効率的かつ有効性のある広報となるよう、必要な見直しを行いながら、実施していくこととする。	
<b>外部有識者の所見</b>			
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保は恒常的な課題であり、事業者への注意喚起に経常的に取り組む本広報事業は意義あるものであるが、より一層の質の向上を目指し、広報実施後の効果測定の結果を次回の広報事業に反映させる必要がある。 また、本広報事業の成果指標については、説明会参加者の満足度に加えて、本広報事業の成果全体を把握できる認知度等を指標として用いることを今後検討してほしい。			

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

消費税の転嫁対策に係る広報は政策的に必要な事業であり、引き続き実施する必要があるが、消費税率の引上げから3年以上経過していることを踏まえ、事業者に対していまだに違反行為が続いて行われていることや留意すべき違反行為があることを周知するなどの広報内容の工夫、ターゲットの絞り込み等メリハリをつけた事業実施等により、効果的な広報を行うこと。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮減

行政事業レビュー推進チームの所見どおり、事業内容を維持するが、執行実績を踏まえた見直し及び消費税率引上げ再延期に伴う見直しを行うことにより更なる経費の効率化に努めた(反映額:消費税転嫁等対策業務旅費▲0.3百万円, 消費税転嫁等対策業務庁費▲2.2百万円)。引き続き、事業の効率的な予算執行に努めるとともに、平成29年度のメディア広報は、個人事業者及び中小事業者にターゲットを絞り、違反行為の態様について周知を図り、大規模書面調査の利用を促すことによって、より一層、違反被疑情報の収集につながる広報内容としたい。また、今後の「定量的な成果目標」については、メディア広報の効果測定に、当該広報の前後における認知度の変容にかかる項目を盛り込み、認知度の変容度合い(具体的な数値は、今後検討)を成果目標とすることとしたい。

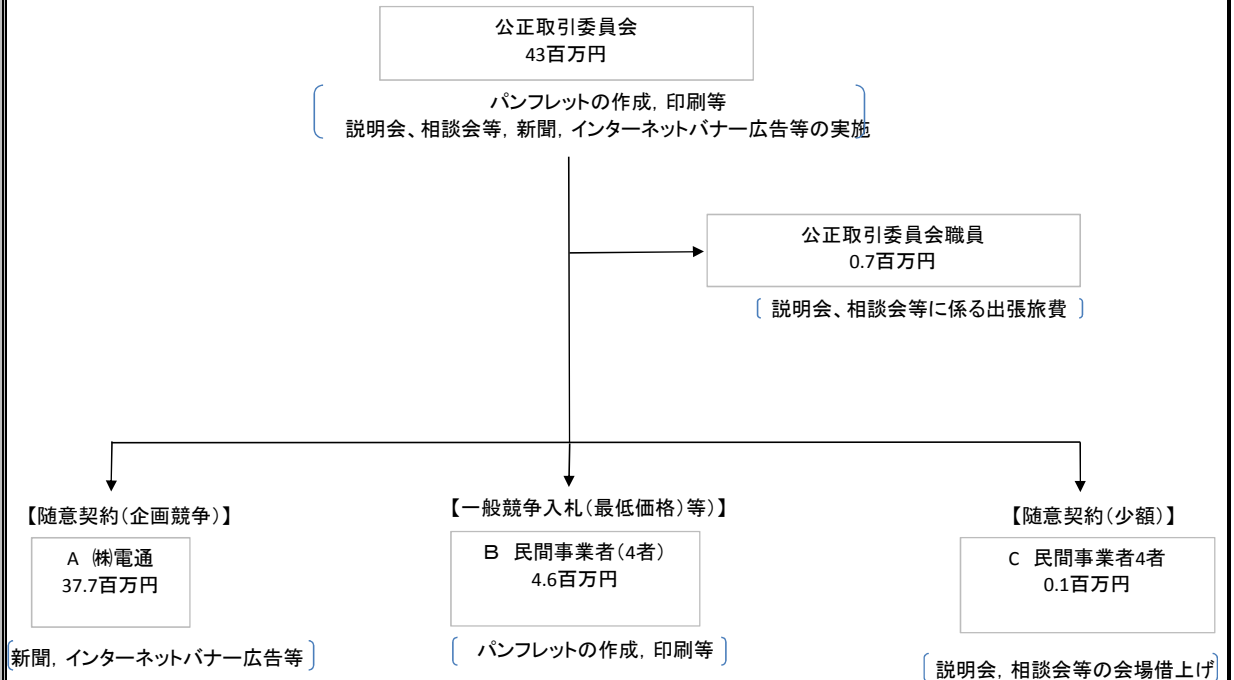
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-
平成25年度	新25-1	平成26年度	⑥	平成27年度	⑥
平成28年度	⑥				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)











事業番号 0007

## 平成29年度行政事業レビューシート ( 公正取引委員会 )

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査			担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者			
事業開始年度	平成26年度	事業終了 (予定)年度	平成32年度	担当課室	取引企画課	池田 卓郎			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第4条, 第6条, 第14条, 第15条			関係する計画、 通知等	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	消費税の転嫁拒否等の行為について、立場の弱い事業者が消費税の転嫁を拒否されることなどによって被害を受けたとしても、自らその被害を申し出ることが期待できない。そのため、中小企業庁と合同で書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることを目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	大規模な書面調査を実施するため、下記内容の事業を実施する。 ①往信用封筒、返信用封筒、調査票、回答用紙・法令の概要について所要の枚数を印刷し、対象事業者約619万者に対して送付する。 ②回答者からの質問については、コールセンターを設置し、コールセンターにて受け付ける。 ③回収された回答用紙は、回答内容の入力を行い、違反の疑いのある事業者を抽出し、調査につなげる。 ④回答により転嫁拒否等の違反行為が疑われるものについては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行う。								
実施方法	委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	-	-	▲135	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	1,222	793	671	624	475.2		
	執行額	501	568	389	-	-			
	執行率(%)	41%	72%	58%	-	-			
当初予算+補正予算に対する 執行額の割合(%)	41%	72%	58%	-	-				
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	消費税転嫁等対策委託費	624	475.2	・執行実績を踏まえた見直しによる減(▲149.2百万円) (減額の内訳) 業務の効率化による減 ▲58.8百万円 積算の見直しによる減 ▲90.4百万円					
	計	624	475						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 年度	目標最終年度 32年度	
	書面調査の実施により調査対象とされた案件について事業実施期間中に全て処理する。なお、平成28年度においては調査対象とされた案件のうち、8割以上処理する。	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件に対する事件処理件数の割合。	成果実績	%	85.3	91.9	91	-	-
			目標値	%	80	80	80	-	100
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件数及び事件処理件数								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込		
	書面調査発送数	活動実績	万件	695	642	615	-	-	
当初見込み		万件	439	643	625	619	630		

単位当たりコスト		算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
		大規模書面調査に係る経費／書面調査票発送数		円	72	88	63	101		
		計算式		円 /件	501,324,405 /6,950,999	567,761,196 /6,439,149	389,491,105 /6,152,006	624,368,000/6,194,250		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4								
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1								
	測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標年度
					実績値					
					目標値					
		定性的指標	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)				
					施策の進捗状況(実績)					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に資する。									
アクション・プログラム	改革項目	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標最終年度
					成果実績					
					目標値					
			達成度	%						
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										

事業所管部局による点検・改善

事業所管部局による点検・改善			
項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	○	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	
	○	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	
	○	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	
事業の効率性	○	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	
	無	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	
	無	競争性のない随意契約となったものはないか。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
	○	前年までの書面調査において効果の薄かった調査票未回答者に対する「調査協力依頼状」(督促状)の発送を取りやめたため。	
-	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		
○	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		
事業の有効性	○	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	
	-	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
関連事業		関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	
	所管府省名	事業番号	事業名
	経済産業省	0141	消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業
		消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針に基づき、書面調査を行うこととされている公正取引委員会と中小企業庁は重複排除のため、書面調査を合同で行い、書面調査の要する経費を折半し支出している。	

点検・改善結果	点検結果	消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査等業務については、厳正な執行に引き続き取り組む必要があり、執行に係る費用の支出について、引き続き効率的な執行に努める必要がある。
	改善の方向性	大規模書面調査を実施するに当たって、発送先の重複等による無駄が発生しないよう、消費税転嫁対策業務を執行する各省庁と情報共有を図り、効率的な執行を図る。

**外部有識者の所見**

違反行為の発掘、是正の手段として今後も書面調査を実施する必要性は認められるが、引き続き、費用対効果の視点を念頭において調査を行う必要がある。本事業は、違反被疑行為の掘り起こしとともに、啓発の面でも意味がある事業であるので、事業者等に調査票と共に送付する違反行為等の説明資料について、より分かりやすいものに改善・向上させるなど、広報事業との有機的な連携を今後も図る必要がある。

**行政事業レビュー推進チームの所見**

現状通り	書面調査の必要性は認められるが、費用対効果を考慮して、必要などころには重点的に行うなどメリハリの効いた調査をすべきであり、平成30年度概算要求に当たっては、執行率に応じて所用額の見直しを行う必要がある。また、コールセンター業務については、十分に機能しているか検証が必要である。 調査票の回収率を高め、新しい端緒を発掘するためには、事業者が不安なく回答できるようにする必要があるので、調査票の回答依頼の書き振りなどをもっと工夫すべきである。
------	--

**所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況**

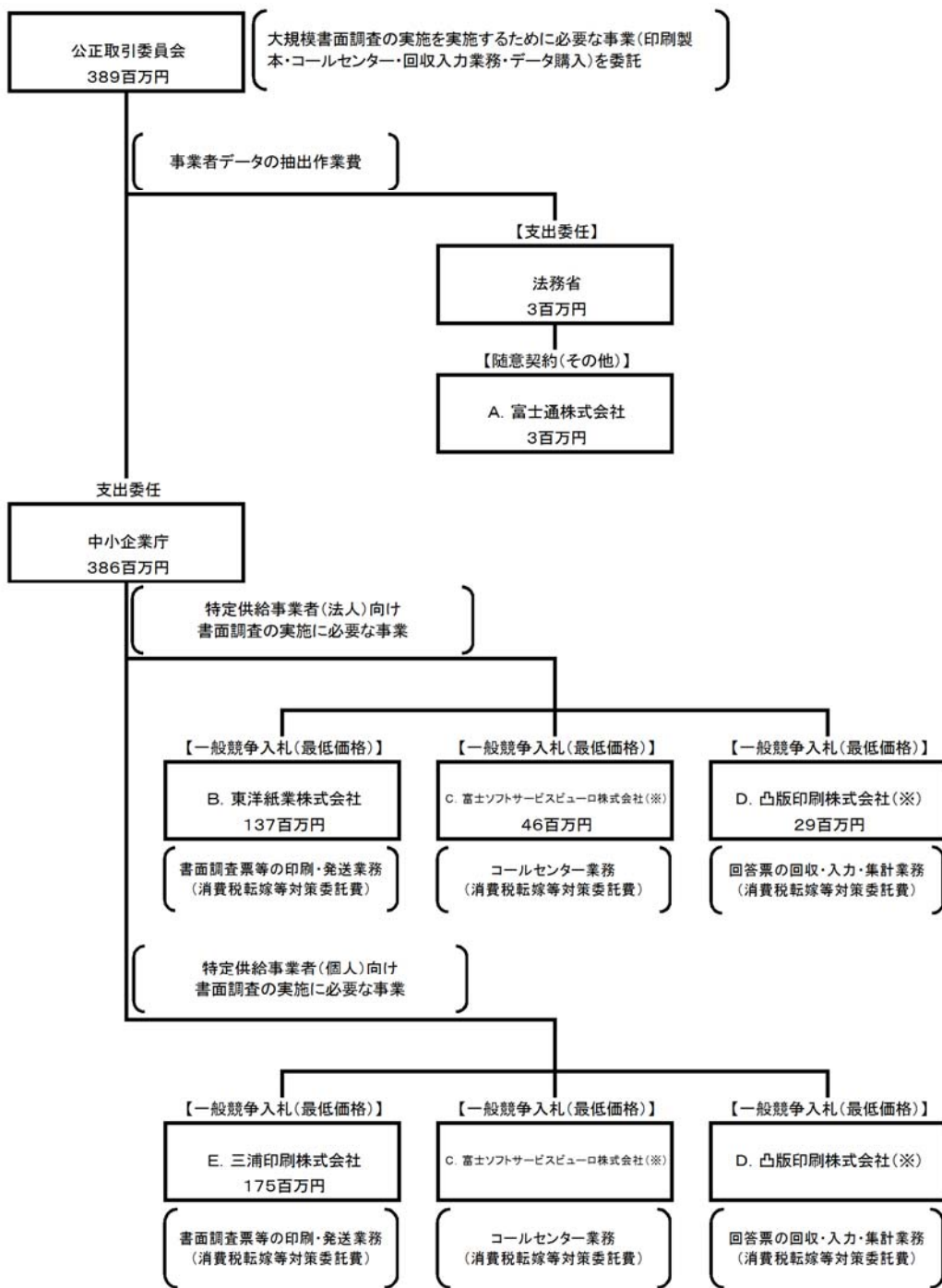
縮減	行政事業レビュー推進チームの所見どおり、事業内容を維持するが、執行実績を踏まえた見直しを行うことにより経費の節減を行った(反映額▲149.2百万円)。引き続き、事業の効率的な予算執行に努めるとともに、書面調査に係るコールセンター等の各業務について費用対効果の観点等から内容について十分な検討を行う。また、調査票の回収率を高めるとともに、普及啓発の面でもより効果的な調査となるよう、調査票及び同封する違反行為等の説明資料の記載内容について一層の改善を検討する。
----	---

**備考**

**関連する過去のレビューシートの事業番号**

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-		
平成25年度	-	平成26年度	新26-1	平成27年度	⑦		
平成28年度	⑦						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



※ 特定供給事業者(法人)及び特定供給事業者(個人)は、調査内容が同一であることから、同じ事業者(法人と個人)をセットにして発注している。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A. 富士通株式会社			B. 東洋紙業株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁等 対策委託費	書面調査発送先事業者のデータ抽出作業	3	消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者(法人)向け書面調査票等 の印刷・発送業務	137
計		3	計		137
C. 富士ソフトサービスビューロ株式会社			D. 凸版印刷株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者向け書面調査等に係る コールセンター業務	46	消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者向け書面調査等に係る回 答票の回収・入力業務	29
計		46	計		29
E. 三浦印刷株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者(個人)向け書面調査票等 の印刷・発送業務	175			
計		175	計		0
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載				チェック	

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)







# 消費税転嫁対策特別措置法の目的及び概要

## 1. 目的

平成26年4月及び平成31年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

## 2. 概要

### 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

### 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<平成25年10月1日から施行し、平成33年3月31日限りでその効力を失う。>

(法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長された。)

# 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

## 1. 法律の対象となる事業者

	特定事業者(転嫁拒否等をする側)(買手)	特定供給事業者(転嫁拒否等をされる側)(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者 (注2)
②	右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者 (注1)	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等 (注2)

(注1) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当する。

(注2) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当する。

## 2. 大規模小売事業者の定義(公正取引委員会規則)

- 特定事業者となる「大規模小売事業者」(公正取引委員会規則で定めるもの)  
一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの
    - ① 前事業年度における売上高が100億円以上である者
    - ② 次のいずれかの店舗を有する者
      - ・ 東京都特別区及び政令指定都市において、店舗面積が3,000㎡以上
      - ・ その他の市町村において、店舗面積が1,500㎡以上
- (注) コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む(この場合、上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。)

## 3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

### (1) 消費税の転嫁拒否等の行為

#### ① 減額、買ったとき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

#### ② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

#### ③ 本体価格での交渉の拒否

- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格(消費税を含まない価格)を用いる旨の申出を拒むこと

### (2) 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

# 事業概要（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等）

## 転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対応

### 1. 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を、本局及び全国の地方事務所等（全国9か所）に設置している。

3条関係	届出関係	その他	合計
4,403件	1,301件	279件	5,983件

（平成25年4月から平成30年3月までの累計）

### 2. 事業者及び事業者団体に対する移動相談会

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施している。（平成30年3月末時点253回）

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
相談会	43回	36回	52回	47回	75回

（移動相談会回数の年度毎の内訳）

## 違反行為の未然防止のための取組（周知活動）

### 1. 説明会の実施

消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、また、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣している。

- 公取委主催説明会の開催（平成30年3月末時点 199回）
- 商工会議所等や事業者団体等主催の説明会等に職員を講師として派遣（平成30年3月末時点 558回）

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
説明会	42回	36回	51回	30回	40回
講師派遣	15回	73回	27回	59回	384回

（主催説明会及び講師派遣回数の年度毎の内訳）

### 2. 広報物の作成・配布

転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、集中的な広報を実施し、適宜、パンフレット等を配布している。

- 消費税率の引上げ直前期における集中的な広報を実施  
平成26年3月：新聞、ラジオ、インターネット及び鉄道車内
- 消費税率の引上げ後における集中的な広報を実施  
平成26年6月及び7月：新聞、雑誌及びインターネット  
平成28年2月、11月：新聞及びインターネット  
平成29年11月：新聞、雑誌、ラジオ及びインターネット
- リーフレット、パンフレット及びポスターの配布（随時）
- 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限の延長に伴うパンフレットの改訂・配布（平成27年5月、平成28年11月）
- 事例パンフレットの作成・配布（平成27年3月）





# 消費税にまつわる 見過ごせない話

平成三十二年一〇月、消費税率10%への引上げが予定されている。それを見据えて、ある行為が問題視されているのだ。一度は耳にしたことがあるだろう、「消費税転嫁拒否」。消費税率の引上げに当たって、消費税率引上げ分の転嫁を拒否する行為である。

政府は来る消費税率引上げ時期に向け、平成二五年度より、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法「消費税転嫁対策特別措置法」に基づき、公正取引委員会を中心に、「消費税転嫁拒否」行為を取り締まっているようだ。では具体的にどのような行為がそれに当たるのだろうか。

## 事業者が注意すべき 五つの行為とは？

消費税転嫁拒否行為は、大きく5つに分けられる。1、「買ったとき」…通常支払われる対価に比べ、対価の額を低く定めることで消費税の転嫁を拒否する行為。2、「減額」…消費税率の引上げ分の全部又は一部を事後的に減らして支払うことで消費税の転嫁を拒否する行為。3、「利益提供の要請」…消費税の転嫁を受け入れる代わりに、指定する商品の購入やサービスを利用させ、又は経済上の利益を提供させる行為。4、「消費税を含まない価格での交渉の拒否」…価格交渉を行う際、消費税を含まない価格での交渉を拒否する行為。5、「報復行為」…これらの事実を公正取引委員会等知らせたことを理由に報復行為と取れる不利益な取扱いを行う行為。

## 相談件数は 五〇〇〇件以上？

公正取引委員会では、これらの行為に関する、窓口相談、書面調査、事業者・事業者団体へのヒアリングなど様々な情報収集を行い、違反行為が認められた場合は指導・勧告などの措置を採っている。実際、平成二五年四月から平成二九年九月までの相談件数は、累計五七八五件にのぼる。

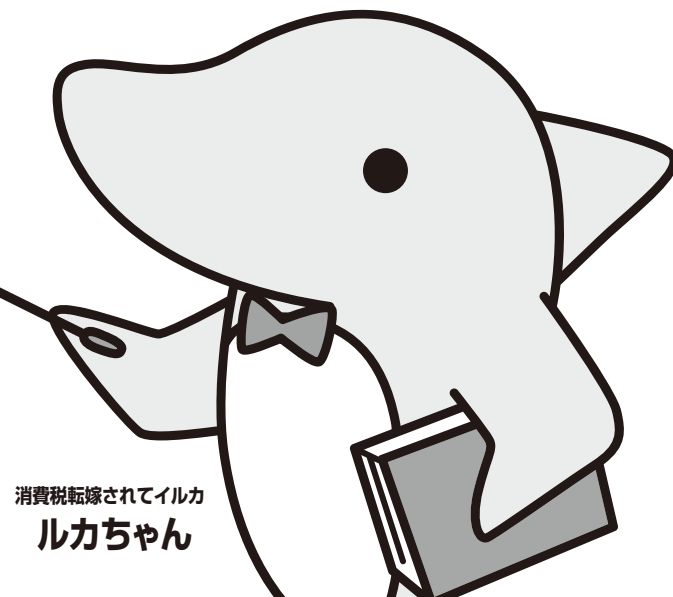
最後に。実際、取引先から消費税の転嫁を拒否された場合、事業者としては、その事実をなかなか申し出にくい。そんな立場、事情を考慮すると、「書面調査」という形で相談できるのは嬉しい。当然、情報提供者が取引先に特定できないよう万全の仕組みになっているので安心だ。経済の健全な発達のためにも、消費税の円滑かつ適正な転嫁は必要不可欠。

## 広告

一国民として他人事ではない。

# 知ってイルカ？ 消費税転嫁拒否のこと。

しょうひぜいてんかきよひ



消費税転嫁されてイルカ  
ルカちゃん

～消費税転嫁拒否行為～

買ったとき 減額 商品購入、役務利用、利益提供の要請 消費税を含まない価格での交渉の拒否 報復行為

## 下請法の運用基準を改正! 違反事例を66事例から 141事例に増加!

平成28年、下請等中小企業の取引条件の改善に向け、繰り返し見られる行為、問題ないと認識しやすい行為を中心に、違反行為事例を66事例から141事例に大幅に増加しました。

下請法についてのご相談はこちら

TEL:03-3581-3375 **秘密厳守**

11月は下請取引適正化推進月間です。

まずはこちらの書面調査にご協力ください



消費税転嫁拒否行為を受けたらすぐ相談

**秘密厳守**

消費税転嫁対策調査室

Tel.03-3581-3379

消費税転嫁拒否

検索

全国8か所の公正取引委員会地方事務所等でも受け付けています。  
<http://www.jftc.go.jp/tenkatsaku/uketukemadoguti.html>



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



新聞 突出し

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

# 知ってイルカ?

しょうひぜいてんかきよひ  
消費税転嫁拒否のこと。

増税前の  
税込価格の  
据え置きは  
違反です



消費税転嫁されてイルカ  
ルカちゃん

書面調査にご協力ください。  
消費税転嫁拒否のご相談はこちら

## Tel.03-3581-3379

消費税転嫁拒否  検索

下請法の運用基準を改正! 11月は下請取引適正化推進月間です





SE (工場などの環境音)

男性

「取引先が消費税を払ってくれない……」

♪(ジングル)

♪♪それ、消費税 転嫁拒否♪

SE (オフィスなどの環境音)

女性

「増税分を値上げしてもらえない……」

♪(ジングル)

♪♪それ、消費税 転嫁拒否♪

ナレーター

お取引先からこのような行為を受けたら、  
すぐに公正取引委員会まで。

♪(ジングル)

♪♪消費税転嫁対策♪

ナレーター

まずは書面調査にご協力ください。  
公正取引委員会です。



ウェブバナー

知ってイルカ?  
いろいろいてるよ!?

消費税転嫁拒否のこと。

増税前の税込価格の  
据え置きは違反です

書面調査にご協力ください。  
ルカちゃん

下請法の運用基準を改正!

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



# フェイスブック

FB カルーセル バナー



買ったとき  
「消費税率が上がっても  
引上げ分は上乗せしないから、



減額  
「消費税率の引上げ分を  
差し引いて振り込んでおいたからね、



利益提供の要請  
「消費税率の引上げ分を  
支払う代わりにサービスしてよ、



消費税を含まない価格での交渉  
「うちは税込価格の見積書しか  
受け取らないよ、



報復行為  
「もうおたくとは  
取引しないよ、



下請法の運用基準を改正!  
違反行為事例を66事例から141事例に増加。

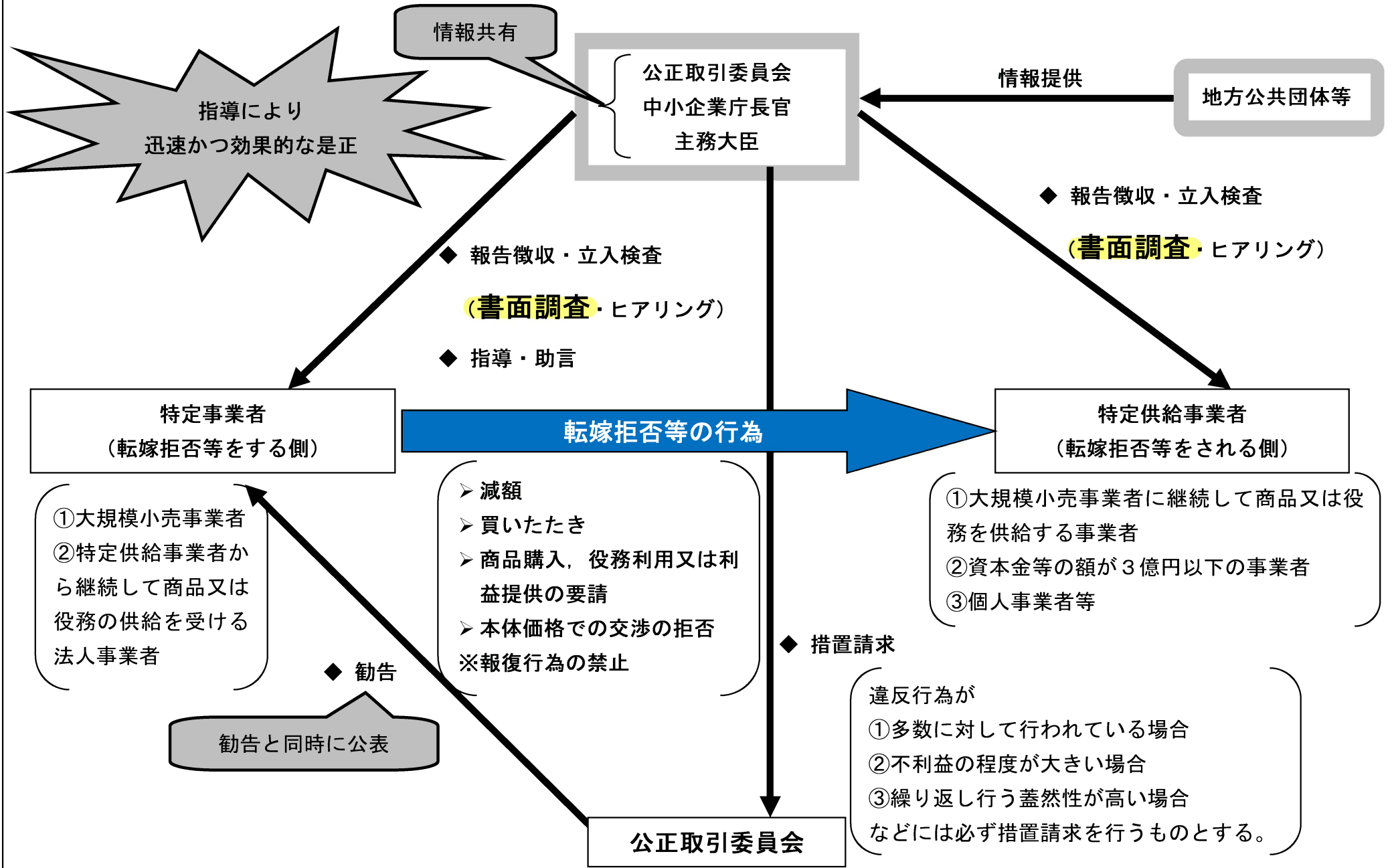








○消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキームにおける書面調査の役割



○書面調査発送数，執行額及び措置件数の推移

(単位:万通)

(単位:百万円)

(単位:件)

年度	特定供給事業者向け (悉皆的な書面調査)		特定事業者向け (大規模小売事業者及び大 企業等に対する書面調査)	発送数合計	執行額	措置件数※
	法人	個人	法人			
	件数	件数	件数			
H26	349	345	3	697	501	勧告:19 指導:316 合計:335
H27	293	343	7	643	568	勧告:13 指導:349 合計:362
H28	273	341	—	614	389	勧告:6 指導:362 合計:368
H29	276	348	—	624	369	勧告:5 指導:370 合計:375
H30	275(予定)	350(予定)	—	625	—	—

※措置の詳細及び中小企業庁との合計件数は次頁以降参照

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	措置 請求
10,078件	5,235件	3,879件 (153件)	43件 (8件)	10件

(注1) 調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

(注2) 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

(注4) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	147件	3件	150件
買ったとき (注5)	3,506件	43件	3,549件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計(注6)	3,983件	46件	4,029件

(注5) 買ったときの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注6) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	497件	4件	501件
製造業	917件	1件	918件
情報通信業	505件	4件	509件
運輸業（道路貨物 運送業等）	236件	1件	237件
卸売業	267件	1件	268件
小売業	320件	8件	328件
不動産業	136件	8件	144件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	268件	0件	268件
学校教育・教育支 援業	103件	3件	106件
その他(注8)	630件	13件	643件
合計	3,879件	43件	3,922件

(注7) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注8) 「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。



# 消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成30年2月末 参考2

1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	8 ~ 10	吉野家グループ  (株)吉野家資産管理サービス (株)北日本吉野家 (株)中日本吉野家 (平成26年9月24日)	店舗等の賃貸借等の事業を行う(株)吉野家資産管理サービス、外食業を行う(株)北日本吉野家及び(株)中日本吉野家の3社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号前段(減額)及び同号後段 (買ったたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	11	山佐産業(株) (平成26年10月22日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	12	東映アニメーション(株) (平成26年12月17日)	主にアニメーションの制作事業を行う東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	13	(株)トライグループ (平成26年12月19日)	学習指導事業を行う(株)トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成27年1月30日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	15	(株)広島東洋カープ (平成27年2月26日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成26年8月1日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)				

# 消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成30年2月末時点

16	大東建物管理(株) (平成27年3月19日)	不動産賃貸業等を行う大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	25 ・ 26	DCMダイキ(株) ・ (株)ホームセンターサンコー (平成27年6月9日)	日用品を販売するDCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコーの2社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に8%を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
17 ・ 18	コカ・コーラウエスト(株) ・ 西日本ビバレッジ(株) (平成27年3月26日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を行うコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の2社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払っている。	第3条第1号後段 (買ったたき)	27	(株)西松屋チェーン (平成27年6月12日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
19	アイフル(株) (平成27年3月27日)	貸金業を行うアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	28	(株)主婦と生活社 (平成27年7月9日)	雑誌等の出版業を行う(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
20 ・ 21	アサヒグローバル(株) ・ アサヒグローバル三重(株) (平成27年4月2日)	住宅の建築工事業を行うアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	29	(株)穴吹ハウジングサービス (平成27年10月2日)	駐車場事業等を行う(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
22	SMBCコンシューマーマーフィナンス(株) (平成27年5月22日)	貸金業を行うSMBCコンシューマーマーフィナンス(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)	30	アイディホーム(株) (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を行うアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成27年6月4日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を行う(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	31	(株)アーネストワン (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を行う(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
24	(株)コインパーク (平成27年6月5日)	駐車場事業を行う(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	32	(株)東光高岳 (平成28年1月20日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)



# 消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成30年2月末時点

33	(株)Q配サービス (平成28年6月16日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を行う(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
34	(株)松下サービスセンター	住宅等の建築リフォーム工事業を行う(株)松下サービスセンター及び(株)APサービスセンターは、 ① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 ② 駐車場等の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
35	(株)APサービスセンター (平成28年8月31日)		
36	(株)KATEKYOグループ (平成28年10月21日)	学習塾の運営等を行う(株)KATEKYOグループは、 ① 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
37	(株)スーパーホテル (平成29年2月22日)	ホテル業を行う(株)スーパーホテルは、 ① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等(「顧問業務」)を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
38	(株)帝国データバンク (平成29年3月9日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を行う(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
39	住友不動産(株) (平成29年7月14日)	不動産取引業、建築工事業等を行う住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
40	(株)ニチイ学館 (平成29年9月14日)	教育講座の運営等の事業を行う(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
41	(株)西日本新聞社 (平成29年12月14日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を行う(株)西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務(新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務)を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
42	エコロシティ(株) (平成30年2月1日)	駐車場事業を行うエコロシティ(株)は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)

43	(株)山野楽器 (平成30年2月6日)	音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を行う(株)山野楽器は、 ① 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買ったたき)
----	------------------------	--	-------------------------